

長浜市自治会活動デジタル化サポート業務委託仕様書

1 業務名

長浜市自治会活動デジタル化サポート業務委託（以下「本業務」という。）

2 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日（火）まで

3 業務目的

長浜市だけでなく全国の自治会において、コロナ禍により自治会活動の縮小や集会の自粛を余儀なくされ、地域コミュニティの中でのコミュニケーション不足が生じる状況となっている。このような中で自治会の運営そのものにも影響が出始めており、新たな生活様式としてデジタル技術を活用した自治会活動の運営が求められている。

本市が令和4年度に実施した自治会アンケートを見ると、パソコンを所有している自治会は27.1%に過ぎず、一方で、全く通信機器がないといった状況の自治会が48.4%、これに固定電話のみを所持している自治会を加えると66.7%となり、デジタル化を進めることによって受ける恩恵は大きいと考えられる。

その一方で、自治会の運営者の高齢化は進んでいることから、急速に進むデジタル化への対応には消極的な姿勢を見せており、これを推進するためには情報通信機器等導入への経費負担軽減施策とあわせてデジタル活用のサポートに取り組む必要がある。

このため、人材面・技術面で不安を抱える自治会のデジタル機器導入をサポートする制度を市が設置し、この実務者として情報通信における専門性と経験を有する専門業者に本業務を委託し、自治会活動のデジタル化を支援することを目的とする。

4 業務の対象

本業務の対象は、長浜市内の427自治会（別紙参照）とする。

ただし、委託期間中において、本市内で新たに自治会が設立された場合、これも対象に加えるものとする。

5 業務の概要

本市の自治会活動のデジタル化を推進する「自治会DXアドバイザー（以下「DXアドバイザー」という。）」を設置し、サポートを必要とする自治会に対するデジタル化手法の提案や、技術的助言・指導等を行う。また、デジタルツールを導入するにあたり必要となる知識（機器類の説明やアプリの操作方法など）の基礎が学べる研修会を参加希望する自治会長（又はその自治会の構成員）を対象として開催する。

6 業務内容

次の業務を実施すること。

(1) DX アドバイザーの設置

自治会活動にデジタル機器を活用する際における自治会長等からの個別相談への対応、助言、支援を行うために、専門的な知見を有する人材を DX アドバイザーとして設置すること。DX アドバイザーの具体的な人数及び活動時間等については、以下の要件を満たす範囲で設定すること。

<DX アドバイザーの対応事項>

- ・自治会内でのデジタル機器やデジタルツールの導入検討支援
- ・SNS やアプリなどのデジタル回覧等に必要な機能の選定
- ・デジタル機器やデジタルツールの導入・維持に必要な費用の算定
- ・デジタルツールのインストール方法や初期設定の指導
- ・メールや SNS などのアカウント設定の指導
- ・電子申請などの電子手続きの支援
- ・個人情報の取扱い、SNS の運用ルール作りの支援 など

<DX アドバイザーの設置環境>

- ・相談の受付及び対応方法は、相談窓口を市内のまちづくりセンターに設置することとし、電話、窓口対応方式などの適切な手法を用いて対応すること。
- ・相談の受付は、2人以上で1日3時間以上、年度ごとに延べ20日以上とし、場所や設置日については、市と協議のうえ設定すること。
- ・机や椅子等の備品は市で用意するが、相談窓口で必要とするその他の機器（スマートフォン、タブレット等）は DX アドバイザーにて用意すること。

<DX アドバイザーの要件>

- ・必須の条件や資格等はないが、DX に関する専門的知識、技術を有していること。

<留意事項>

- ・相談の概要を日報（様式は任意）として取りまとめること。
- ・DX アドバイザーの業務は、相談窓口としての助言や支援であり、費用負担を伴うような業務は対象としない。

(2) DX 基礎研修会の開催

自治会長（又はその自治会の構成員）を対象として、自治会活動にデジタル機器を活用するために必要となる基礎知識の研修会（以下、「DX 基礎研修会」という。）の企画運営を行い、以下の要件を満たす範囲で DX 基礎研修会を開催すること。

<DX 基礎研修会の基本事項>

- ・市内を3ブロック（長浜地域：190自治会、東浅井区域：140自治会、伊香区域：97自治会）に分割し、ブロックごとに開催する。
- ・定員は1回につき10～15名程度とし、年度ごとに、各ブロック2回以上かつ全体で計10回以上開催すること。
- ・会場は、市内のまちづくりセンターから選定すること。
- ・講座時間は90～120分程度のコースとする。
- ・自治会活動のデジタル化に必要な次に例示するような基礎知識を学ぶ講座とする。
 - SNSの基礎知識（例：LINE、facebook等）
 - デジタル回覧板の利用方法（例：LINE等アプリを活用した回覧）
 - 電子掲示板の活用方法（例：LINEのオープンチャット機能等）
 - オンライン会議の実施方法（例：Zoom、Teams等）
 - 電子データの共有や活用方法（例：Google Drive等）

上記のほか、活用できるデジタルツールの紹介や自治会におけるデジタル活用事例紹介 など

<留意事項>

- ・会場や設置日については、市と協議のうえ設定すること。
- ・DX 基礎研修会の範囲は、参加者の募集、受付から研修会の運営までとする。
- ・DX 基礎研修会の受講者に対してアンケートを行うこと。
- ・DX 基礎研修会の開催案内リーフレットを作成し、毎月末に1度ある自治会文書発送（市から自治会への文書連絡システム）を利用して自治会へ配布すること。（ただし、発送予定については1か月以上前にその予定を市に相談すること。）
- ・DX 基礎研修会の内容は、上記の基本事項を踏まえて、わかりやすい内容とし、研修の理解を深めるための資料を準備すること。

(3) デジタルツール活用セミナーの開催

DX 基礎研修会の受講者を対象として、デジタルツールを自治会活動に活用していくための実践方法を学ぶ研修会（以下、「デジタルツール活用セミナー」という。）の企画運営を行い、以下の要件を満たす範囲でデジタルツール活用セミナーを開催すること。

<デジタルツール活用セミナーの基本事項>

- ・定員は1回につき10～15名程度とし、委託期間内において、計15回以上開催すること（年度ごとの開催回数設定は任意）。
- ・会場は、市内のまちづくりセンターから選定すること。
- ・講座時間は90～120分程度のコースとする。
- ・自治会活動に活用できる次のような実習を含む実践講座とする。

アプリを活用したデジタル回覧板の使い方研修
オンライン会議ツールの使い方研修
クラウドサービスの使い方研修
セキュリティ対策研修

上記のほか、DX 基礎研修会受講者のニーズに沿った実践研修

<留意事項>

- ・会場や設置日については、市と協議のうえ設定すること。
- ・デジタルツール活用セミナーの範囲は、参加者の募集、受付から研修会の運営までとする。
- ・デジタルツール活用セミナーの開催案内については、DX 基礎研修会受講者を対象とした広報を行うこと。
- ・デジタルツール活用セミナーの内容は、上記の基本事項を踏まえて、より実践的な内容とし、研修の理解を深めるための資料を準備すること。

7 成果品

納品を求める成果品及び提出期限は以下のとおりとする。

(1) 成果品

- ・年度ごとの事業報告書（任意の様式で DX アドバイザーとしての対応記録や DX 基礎研修会及びデジタルツール活用セミナーの実施報告について、写真等の記録を添付した上で詳細を報告するものとする。）
- ・年度ごとの事業報告書の電子データ

(2) 提出期限

- ①令和 5 年度事業・・・令和 6 年 3 月 29 日（金）
- ②令和 6 年度事業・・・令和 7 年 3 月 31 日（月）
- ③令和 7 年度事業・・・令和 8 年 3 月 31 日（火）

8 完了検査について

(1) 完了検査

受託者は、本業務を完了したときは、速やかに市に報告し、完了検査を受検するものとする。完了検査の際は、成果品の内容を説明した上で、市の承認を得ること。

(2) 成果品の不良箇所

受託者は、自らの責に帰すべき理由による成果品の不良箇所等が発見された場合は、速やかに訂正又は補足その他の必要な対応を行うものとする。

(3) 成果品の著作権等

受託者は、本業務による成果品の著作権、並びに二次的著作物の利用に関する権利を、市に譲渡するものとする。

9 その他

(1) 事前協議

業務実施前に実施スケジュール、カリキュラム、実施体制等を記載した業務計画書を作成し、市と事前協議を行うこと。

(2) 新型コロナウイルス感染症の防止対策の徹底について

業務の遂行に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底すること。新型コロナウイルス感染症の影響により、市が直前の中止や延期などを判断した場合は、その指示に従うとともに、代替としてのオンライン講座開催など必要な対応を行うこと。

(3) 費用について

受託者及び業務に必要となるアドバイザーの person 費、旅費、通信費及び印刷製本費その他一切の費用は、本業務の委託金額に含まれるものとする。

(4) その他留意事項

- ・写真撮影時には、受講者のプライバシーに配慮し、受講者の承諾を得ること。
- ・自社の営業活動とみなされる行為は行わないこと。
- ・本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上で決定する。